

2023年11月17日

各 位

会社名 株式会社ストライク
代表者名 代表取締役社長 荒井 邦彦
(証券コード：6196 東証プライム)
問合せ先 取締役兼執行役員 中村 康一
(TEL 03-6895-6196)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年12月26日開催予定の当社第27回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2023年9月29日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること及び取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ること等を目的として、2023年12月26日開催予定の第27回定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

つきましては、定款に監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設、不要となる条文の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、今後の事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年12月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年12月26日（予定）

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (条文省略) (新設)</p> <p><u>12.</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (現行どおり)</p> <p><u>12. 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業</u></p> <p><u>13.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p>

現行定款	変更案
<p>第17条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は<u>8</u>名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員であ</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p><u>(業務執行)</u></p> <p>第22条 <u>取締役社長は、取締役会の決議に基づき、会社の内外の業務を執行し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、それぞれ取締役社長の業務を補佐する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の通知</u>を省略して取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>る取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名置き、取締役会の決議により取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の招集)</u></p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の手続</u>を省略して取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の員数)</p> <p><u>第28条 当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の選任方法)</p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任す</u></p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>る。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべきときまでとする。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役)</u></p> <p><u>第31条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の前員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつ</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>て行う。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を省略して監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>39</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設） （新設）</p>	<p><u>し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>33</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上